

横浜市犯罪被害者等支援事業の概要

1 趣旨

横浜市は、犯罪被害者等基本法及び第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、平成24年度に総合相談窓口として「横浜市犯罪被害者相談室」を市民局人権課に開設し、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する被害者本人とその家族、遺族等（以下、被害者等）が地域で安心して生活できるように、相談に応じ、支援を行っています。

2 市民局人権課の取組

市民局人権課では、人権課長以下、担当係長、社会福祉職の2名の職員等により、次の4つの事業を中心に、被害者等支援に取り組んでいます。

(1) 個別相談支援

被害者等からの相談に応じて、その状況や支援ニーズを把握し、区役所をはじめとする庁内関係部署、かながわ犯罪被害者サポートステーションや法テラス等の関係機関と連携し、各種制度・事業や窓口に関する情報の提供や助言などを行っています。また、被害者等が何度も同じ話をするなどの負担を軽減するため、同意を得た上で関係機関等と綿密な連絡を取り、被害者等の状況や支援の要望等を伝えるなどの支援を行っています。

そのほか、個々の事情に応じて、カウンセリングの提供（外部公認心理師に委託）や各種申請手続の補助、関係機関等への付添いなど直接的な支援を行っています。

また、平成30年12月に制定された「横浜市犯罪被害者等支援条例」（31年4月1日施行）に基づき、被害者等の日常生活支援として、ホームヘルパーや一時保育利用の費用助成、転居を余儀なくされた場合の転居費用の助成、経済的負担の軽減のための見舞金の支給、神奈川県弁護士会の協力による法律相談などを実施します。

(2) 市職員等への研修の実施

区及び市役所の各窓口では、被害者等から直接問い合わせを受ける可能性があります。窓口職員が被害者等に対し不適切な対応をして二次被害を与えないよう、職員を対象とした研修を行うほか、職員向けガイドブックを作成・配布し、理解の向上に努めています。

また、今年度から新たに、地域の身近な相談先として被害者等からの相談が今後期待されるケアプラザや民生委員など、被害者等に関わる支援者への研修などを実施します。

(3) 市民等への啓発事業

市民等が被害者等の置かれている現状や心情を理解し、地域における相互支援が行われる社会の実現を目指し、講演会やパネル展示、リーフレット配布などの啓発事業を行っています。

(4) 被害者等支援体制整備のための取組

被害者等は、身体的・精神的な打撃を受ける一方、捜査への協力、刑事裁判、民事訴訟の提起などの事件対応だけでなく、生活再建に向けた福祉制度の利用申請など様々な問題に直面します。被害者等が直面する様々な問題に、関係機関が連携して対応し、途切れない支援を行うため、庁内の支援体制整備に取り組むとともに、関係機関等との連携支援体制の整備に向けて、国や県と協働して事業を行っています。

3 平成30年度 事業実績

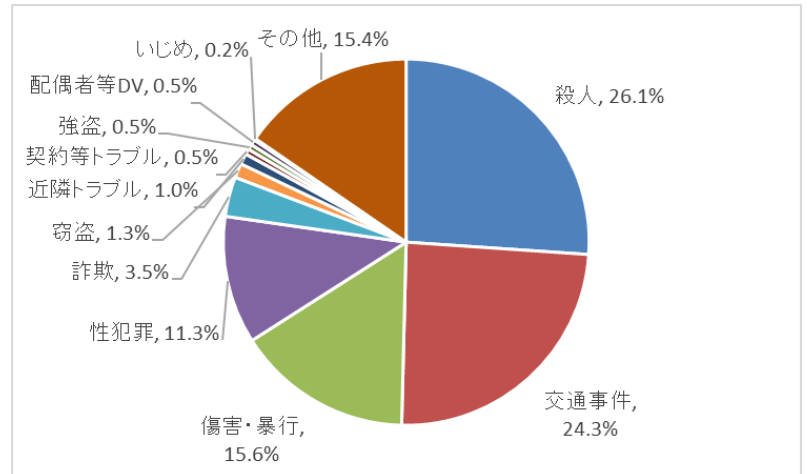
(1) 個別相談支援

ア 相談支援件数（延べ数）

	H29年度	H30年度
電話相談	535件	447件
メール・FAX・文書	60件	53件
面接相談	36件	40件
付添支援 (訪問・同行など)	61件	68件
カウンセリング	7件	21件
合計	699件	629件

(実件数は191件)

イ 犯罪種別ごとの割合



(2) 市職員等への研修の実施

(3) 市民等への啓発事業

併せて以下に記載

実施時期	実施事業
6月	・関係機関等への相談室周知用ちらしの配布（10,000枚）
9月	・行政職員向け研修（67名参加） 講師：犯罪被害者家族 他
11月	・市民向け講演会（250名参加） 講師：犯罪被害者遺族、弁護士、県警察被害者支援カウンセラー、人権課長 *講演、パネルディスカッション
11/25～12/1 ＜犯罪被害者週間＞	・市営地下鉄車内LED広告、市庁舎市民広間等でのタペストリー掲出等
12月	・横浜市保健・医療・福祉研究発表会における演題発表
3月	・条例制定周知用ちらしの配布（10,000枚） ・条例制定周知用交通広告（まど上広告）（市営地下鉄、相鉄、東急） ・条例制定周知用ポスター（A4版）の掲示（自治会町内会等）
随時	・研修等講師派遣（計7回） NPO 主催ボランティア養成講座、広島弁護士会主催犯罪被害者等支援シンポジウム、区局人権啓発研修 等
随時	・市民局人権課ホームページ上における啓発

(4) 被害者等支援体制整備のための取組

- ア 横浜市犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催（2回）
- イ 市内各警察署被害者支援ネットワーク総会に出席（21署）
- ウ 国、県、支援機関、団体等主催の各種会議、研修会等に参加
- エ 横浜市連携支援体制整備事業（平成27～29年度に実施した警察庁との協働事業を市単独事業として継続実施）

(5) 条例制定の取組

- ア 施策懇談会の実施（3回）
- イ 市民意見募集（6/27～7/27）…51人、122件の御意見をいただいた。
- ウ 市会定例会等への報告
- エ 横浜市犯罪被害者等支援条例の制定（12/25）

4 今後の課題について

「横浜市犯罪被害者等支援条例」と相談室の市民へのいっそうの周知、条例に基づく適切な支援及び関係機関等との連携による途切れない支援の実現に努めていきます。